

政治資金規正法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

1 政策活動費の使用状況の公開制度等に関する修正

(附則第 14 条関係)

① 領収書等の原則全面公開

政策活動費の使用状況の公開に関する制度について、領収書、明細書等について原則としてその記載の全部の公開をする旨明記すること。

② 制度の具体的な内容について必要な措置が講ぜられる期限

政策活動費の支出に係る上限金額の設定及び使用状況の公開に関する制度の具体的な内容については、早期に検討が加えられ、その結果に基づいて改正法の施行の日（令和 8 年 1 月 1 日）までに必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政治資金に関する独立性が確保された機関の設置に関する修正

(附則第 15 条関係)

政治資金に関する独立性が確保された機関の設置の具体的な内容について検討が加えられ、その結果に基づいて改正法の施行の日（令和 8 年 1 月 1 日）までに必要な措置が講ぜられるものとする。

3 渡切りによる支出の禁止に係る検討に関する修正

(附則第 16 条第 4 項関係)

施行後 3 年を目途として検討を加えるに当たっての勘案事項として政治団体による当該政治団体の役職員又は構成員に対する渡切りの方法による経費の支出（以下「渡切りによる支出」という。）の状況を、その検討の結果に基づき講ずる所要の措置として渡切りによる支出の禁止を、それぞれ明記すること。